

ちかがい商品券利用規約

第1条（規約の適用）

ちかがい商品券利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、大阪地下街株式会社が、大阪市高速電気軌道株式会社（以下、「Osaka Metro」といいます。）の提供する e METRO アプリを使用して発行する「ちかがい商品券」の取得及び利用にあたって適用される条件について定めるものです。

利用者が「ちかがい商品券」を利用した場合は、Osaka Metro が定める「e METRO 会員規約」、「e METRO アプリケーション規約」及び本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意いただいたものとみなします。

第2条（定義）

本規約において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「商品券」とは、「ちかがい商品券」の名称で発行者が利用者に対し発行する、加盟店との取引代金の決済に利用することができる前払式決済手段をいいます。
- (2) 「発行者」とは、商品券を用いたサービスを提供する大阪地下街株式会社をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、商品券の発行及び管理並びに利用者の決済及び加盟店との精算に係る仕組み等を提供するサービスをいいます。
- (4) 「e METRO 会員」とは、Osaka Metro が提供する会員サービスに登録された方をいいます。
- (5) 「e METRO アプリ」とは、Osaka Metro が提供するスマートフォンアプリです。本サービスを利用するために必要となります。
- (6) 「利用者」とは、e METRO 会員の登録を行い、e METRO アプリを利用することとしたうえで、本規約に同意し、商品券の配布等を受けて、保有、利用等する者をいいます。
- (7) 「加盟店」とは、商品券が利用できる発行者所定の加盟店をいいます。
- (8) 「チャージ」とは、利用者が e METRO アプリで商品券を有償で購入することをいいます。
- (9) 「コードチャージ」とは、利用者が e METRO アプリで発行者が発行する QR コードを読み取ることで、商品券を有償又は無償で配布を受けることをいいます。
※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (10) 「商品等」とは、加盟店において販売される商品及び提供されるサービス等のうち、商品券を用いた決済の対象とするものをいいます。
- (11) 「残高」とは、チャージ又はコードチャージによって商品等の購入に利用可能な数値をいいます。
- (12) 「加盟店 QR コード」とは、加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報、その他加盟店における商品券の決済において必要となる情報を記録した QR コードをいいます。
- (13) 「チャージコード」とは、コードチャージをするための QR コードをいいます。
- (14) 「チャージカード」とは、チャージコードが記載されたカードその他有体物等をいいます。

第3条（e METRO 会員の登録及び e METRO アプリの利用）

1. 本サービスを利用するには、e METRO 会員である必要があります。e METRO 会員の取り扱いは、Osaka

Metro が提供する「e METRO 会員規約」

(https://maas.osakametro.co.jp/odb/pdf/emetro_account_terms.pdf) をご確認ください。

2. 本サービスを利用するには、e METRO アプリが必要となります。e METRO アプリの取扱い、Osaka Metro が提供する「e METRO アプリケーション規約」

(https://maas.osakametro.co.jp/odb/pdf/emetro_application_terms.pdf) をご確認ください。

3. e METRO アプリの利用にはインターネットに接続する必要があり、利用者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。

第4条 (商品券の確認・購入)

1. 利用者は、e METRO アプリの「デジタル商品券」メニューから登録した商品券の有効期限、残高を確認し、決済に利用することができます。
2. e METRO アプリで保有可能な商品券の残高には上限があります。上限は本サービスのウェブサイト等において確認するものとします。商品券残高の上限を超えることとなる取引及び商品券の保有はできないものとし、発行者は、これに反する購入、利用等について制限、停止及び取消をすることができるものとします。
3. 利用者は、e METRO アプリ内の「デジタル商品券」メニューから、チャージ又はチャージコードによるコードチャージにより、商品券を取得することができます。
4. 利用者は、取得手続の完了後、商品券の払い戻しはできません。
5. 商品券は、特段の定めがない限り、e METRO アプリによる電子的な送信を開始した時点で利用者への引き渡しが完了し、商品券に関するすべての危険負担及び権利は、利用者に移転します。
6. 商品券の有効期限は、特段の定めがない限り、発行手続が完了した時点から起算されます。
7. 利用者は、商品券に何らかの不具合があった場合など、契約の内容に適合しないものであるときは、本サービスのウェブサイトに掲示する連絡先へ直ちに届け出るものとします。
8. 前号において、当該商品券につき、契約の内容に適合するよう、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行うなど、かかる措置を行う場合には、当該商品券の発行者は当該契約不適合に関し、利用者に対して損害賠償責任を負いません。また、利用者は、これを理由として、当該商品券に係る注文及び購入の解除をすることができないものとします。
9. e METRO アプリにおけるチャージに際する決済手段とは、クレジットカード決済であり、決済業務は、決済代行サービス会社である株式会社 DG フィナンシャルテクノロジーが実施しております。
10. 本サービスを利用するにあたり、e METRO 会員情報としてクレジットカード情報（クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコード、名義）をご登録いただきます。当該情報は決済代行サービス会社が保持しており、Osaka Metro は当該情報を一切保持いたしません。当該情報の取扱いについては、株式会社 DG フィナンシャルテクノロジーが別に定める個人情報保護方針に則るものとします。

(<https://www.dgft.jp/company/privacy/>)

第5条 (商品券による決済)

1. 利用者は、商品券 1 円を 1 円相当額として加盟店における商品等の代金の決済に利用できるものとします。なお、利用できる加盟店は、商品券の種類ごとに異なる場合があります。
2. 加盟店における商品等の代金等の決済に際して使用できる商品券は、1 回あたり 10 万円を上限とします。
3. 利用者は、加盟店において商品券を利用する場合、以下の方法により決済を行うものとします。

- ・ 加盟店 QR コードを、利用者の端末で読み取った上で、商品等代金の金額を入力し、決済ボタンをクリックすること。ただし端末で読み取れない場合は、加盟店コードを入力したうえで決済することがあります。
4. 前項の定めにかかわらず、次に定めるものは利用対象外とし、決済することができません。
 - (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
 - (2) 有価証券、ビール券、図書カード、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (3) 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
 - (4) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 商品券の交換又は売買
 - (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含みます。）
 - (8) その他、発行者並びに取扱店が特に指定するもの（電子タバコ並びにその関連機器等）
 5. 第 3 項の規定に従って決済が行われた場合、商品等の代金等に相当する額分、商品券の残高から減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、利用者は、加盟店に対する商品等の代金等の支払義務を免れるものとします。
 6. 前項の定めにかかわらず、商品等の代金等に相当する額が商品券の残高を超過するとき、利用者は加盟店に対して超過差額を支払うものとします。
 7. 複数の商品券の残高を保有されているときは、本サービスのウェブサイトに掲示する発行者が指定する順序に従い、決済に利用されるものとします。
 8. 発行者は、利用者と加盟店との間の商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。商品券を利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、発行者は商品券の返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

第 6 条（商品券の譲渡禁止）

商品券は、発行者が承諾した場合を除き、第三者（他の利用者を含みますが、これらに限りません。）に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

第 7 条（商品券の残高確認方法）

利用者は、e METRO アプリ内のデジタル商品券メニューから商品券の残高を確認することができます。

第 8 条（商品券の有効期限）

1. 商品券には、商品券ごとに有効期限があります。有効期限は、e METRO アプリ内のデジタル商品券メニューにおいて明示されます。
2. 有効期限を経過した商品券は無効となり、有効期限経過後の利用はできません。
3. チャージコードはチャージカードに記載の有効期限経過後は無効となり、有効期限経過後のチャージコードではチャージできません。

第9条（注意事項）

1. 商品券又はチャージカード（以下、「商品券等」と言います。）の換金、払戻又は再発行はいたしません。
2. 商品券等の紛失、盗難、偽造又は変造等により、利用者に損害が生じた場合でも、発行者は、発行者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。
3. 商品券等を第三者に知られたこと又は第三者に利用されたこと等により、利用者が損害を被った場合においても、発行者は、発行者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。
4. 商品券等は、以下のいずれかに該当する場合、無効となります。また、これにより利用者に不利益が生じた場合でも、発行者は、発行者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。
 - (1) 第8条第1項に定める有効期限を経過した場合
 - (2) 偽造、変造、再印刷など、不正に作成されたものである場合
 - (3) 違法又は不正に取得されたものである場合
 - (4) 前各号の他、発行者が当該商品券等が無効であると合理的に判断した場合

第10条（禁止事項）

1. 利用者は、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを妨げる行為
 - (2) 本サービスにおいて管理及び利用される情報を改ざん、消去その他不正に作成若しくは変更する行為
 - (3) 改ざん、消去その他不正に作成若しくは変更された商品券等その他の情報を利用する行為
 - (4) 自己以外の情報（架空の情報を含みます。）又は虚偽の情報を入力し、登録する行為
 - (5) 不正な方法により商品券等を取得し、又は不正な方法で取得された商品券等であることを知って利用する行為
 - (6) 商品券等及び e METRO アプリを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された商品券であることを知って利用する行為
 - (7) 商品券等を換金する行為
 - (8) 商品券等を有償で配布、譲渡又は貸与等を行う行為及び質入れその他担保設定の目的とする行為
 - (9) 商品券等の譲渡を受ける行為
 - (10) 他人の商品券又は他人の e METRO アプリを利用する行為
 - (11) 商品券等の利用により利用者が取得した商品、役務、権利等を法令に違反した態様にて処分、利用する行為
 - (12) 発行者の定めた方法以外で商品券等を入手又は移転する行為
 - (13) 本サービスを利用する以外の目的で商品券等を使用する行為
 - (14) 発行者又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為又はおそれのある行為
 - (15) 発行者又は第三者の信用、名誉を棄損する行為又はそのおそれのある行為
 - (16) 詐欺その他の不正に利用し又はそのおそれのある目的若しくは態様で商品券等を利用する行為
 - (17) マネーロンダリング目的で本サービスをマネーロンダリングに利用する行為その他のマネーロンダリングに関するあらゆる行為

- (18) 本サービスに支障を与える行為、不正アクセス、有害なコンピュータプログラム等の送信、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、その他本サービスの運営又は他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
 - (19) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は他の利用者若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (20) 前各号に定める行為を助長する行為、若しくは前各号に該当する疑いがあると発行者が判断する行為
2. 利用者が前項各号に定める行為をしたことにより、発行者に損害が生じた場合は、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 11 条（本サービスの全部又は一時停止）

1. 発行者は、次の各号のいずれかが生じた場合、発行者が事前に予告することなく本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 法令又は官公庁の要請による場合天災地変、その他不可抗力により本サービス等を提供することができない場合
 - (2) 商品券等の偽造、変造等又はその発行若しくは利用に不正が生じ、又は不正が生じるおそれがあることが判明した場合
 - (3) 本サービス等に不具合が生じた場合等、直ちに保守点検、修繕等を行う必要が生じた場合
 - (4) 故障、停電、その他の事由により、本サービス等に関するシステムの全部又は一部が使用不能となった場合
 - (5) その他発行者が本サービス等を直ちに一時停止する必要があると判断した場合（次項各号に掲げる場合のうち緊急を要する場合を含みます。）
2. 前項に定める場合の他、発行者は次のいずれかに該当する場合、あらかじめ本サービスのウェブサイトに掲示又は e METRO アプリによる通知を行うことにより、本サービス等の全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 定期的に本システムの保守点検又は更新を行う場合
 - (2) 利用者が本規約等に違反した場合、その他本規約等に基づき、本サービスを一時的に停止する必要がある場合（ただし、第 1 項各号に該当する場合は同項に従います。）
 - (3) 技術上又は営業上の理由により、本サービスに関し発行者が締結する契約等に基づき、本サービスを一時的に停止する必要がある場合
 - (4) その他発行者が本サービスを一時的に停止する必要があると判断した場合
3. 発行者は、利用者につき以下に掲げる事由が生じた場合又はそのおそれがある場合は、事前に予告することなく、当該利用者に係る本サービス等の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1) 利用者が第 10 条に定める禁止事項その他本規約の定め違反した場合
 - (2) 利用者が登録した情報が虚偽の情報である場合
 - (3) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (4) 差押、仮差押その他の強制執行、強制競売又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき

- (6) 発行者、決済事業者若しくは収納代行業者から、利用者による本サービスの利用停止をさせるよう要請があった場合又は利用者に対する本サービスの提供停止措置がとられたとき
 - (7) 本規約に基づく発行者から利用者への本人確認の求めに対して、当該利用者が発行者の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかったとき
 - (8) 前各号の他、利用者との取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき
4. 前三項に基づき、本サービス等が一時停止されたことにより、利用者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、発行者に故意又は重大な過失がある場合を除き、発行者はその責任を負わないものとします。

第 12 条（本サービスの利用停止及び本サービス利用資格の取消）

1. 発行者は、利用者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用者が保有する商品券を無効とし、若しくは利用者の e METRO 会員から退会させ、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。この場合、発行者は、その理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者が第 10 条に定める禁止事項その他本規約の定め違反したとき利用者が登録した情報が虚偽の情報であるとき
 - (2) 前各号の他、利用者との取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき
2. 利用者が前項各号の事由のいずれかに該当した場合には、利用者は、発行者に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失うものとします。
3. 発行者は、利用者につき第 1 項各号に定める事由が生じた可能性があると認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合、その他発行者が必要と認める場合には、当該利用者が関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。
4. 本条に定める措置は、発行者の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
5. 発行者は、本条に定める措置により利用者に生じた損害につき一切責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

第 13 条（利用者によるサービスの解約）

1. 利用者は、e METRO 会員の退会によって本サービスを解約することができます。
2. 前項により本サービス解約時に商品券の残高が残っている場合、当該残高に係る商品券は利用できなくなりますのでご注意ください。
3. 発行者は、第 1 項により解約する場合に商品券の残高が残っている場合、当該残高に相当する金額の払戻しを行わないものとし、これにより生ずる利用者の損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. e METRO 会員の退会を行うことで、商品券を含め、e METRO アプリで提供するサービスは利用できなくなります。

第 14 条（本サービスの終了）

発行者は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可抗力、技術上又は営業上のやむを得ない事情により、本サービス等の提供を終了する場合があります。この場合、有効かつ商品券の残高を保有している利用者は、発行者に対し、発行者所定の方法に従い、本サービスにより利用者に付与されることとなっていた貨幣価値相当額の払戻しを求めることができるものとします。

第 15 条（利用者間の紛争）

1. 発行者が別途明示的に定めた場合を除き、発行者は、利用者同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲

立人とならないものとします。

2. 発行者が別途明示的に定めた場合及び発行者に責めがある場合を除き、利用者は、利用者間で紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して発行者が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の支出を余儀なくされた場合、利用者はその全額を発行者に支払うものとします。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

本サービスで取り扱う個人情報は、e METRO 会員規約第 2 章 パーソナルデータのお取り扱い及び e METRO アプリ取扱第 5 条の取り扱いに準じます。

第 17 条（登録事項の変更）

1. 利用者が発行者に提供する情報は全て真正かつ正確な情報であるものとし、発行者所定の登録事項に変更があったときは、発行者所定の手続により通知するものとします。
2. 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、利用者が発行者に対して通知していない場合、発行者は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。利用者が第 1 項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、発行者は一切責任を負わないものとします。

第 18 条（通知）

1. 本サービスに関する発行者から利用者への通知・連絡は、本サービスのウェブサイトにおける掲載、その他の適切な方法で行うものとします。発行者は、個々の利用者へ通知及び連絡をする必要があると判断した際、利用者登録情報を用いて通知及び連絡を行うことができるものとします。
2. 利用者登録情報に登録された連絡先に対する発行者からの通知及び連絡が発行者の責めに帰すべき事由によらずして不着又は遅延した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、これによって生じる損害について、発行者は一切の責任を負いません。
3. 利用者が発行者に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、発行者所定の方法により連絡するものとします。発行者は、係る連絡又は問い合わせがあった場合、発行者所定の方法により、利用者の本人確認を行うことができるものとします。また、問い合わせに対する回答方法に関しては、発行者が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法を利用者等が決めることはできないものとします。

第 19 条（契約上の地位）

本サービスに関する一切の権利は、利用者へ一身専属的に帰属するものとし、利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分及び相続をすることはできないものとします。

第 20 条（損害賠償）

1. 利用者は、本規約等の定め違反したことにより発行者、Osaka Metro 及び第三者に損害を生じさせた場合には、一切の責任を負うものとします。また、利用者がかかる違反行為を行ったことにより、発行者が損害（発行者、Osaka Metro がその他第三者に対して損害賠償義務を負うことを含みます。）を被った場合には、発行者、Osaka Metro の請求に従い、直ちに当該損害を賠償すると共に、発行者、Osaka Metro が負担した合理的な範囲の弁護士費用その他の費用を支払うものとします。

2. 発行者、Osaka Metro が利用者に対して損害賠償責任を負う場合（契約不適合責任に伴うものを含む）、発行者、Osaka Metro の責任は、発行者の故意又は過失による債務不履行又は不法行為により利用者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、かつ、本サービスに関連して購入日から 6 か月間に利用者が発行者に支払った総額を上限とします。ただし、本項の規定は、当該債務不履行又は不法行為が発行者の故意又は重過失による場合には、適用されないものとします。

第 21 条（著作権等）

利用者は、あらかじめ発行者の書面の承諾を得た場合を除き、パンフレット、ウェブサイトその他商品券に関連する一切の印刷物・画像・画面等における商標、商号、名称、図案、文章、写真等の複製、改変、販売その他使用はできないものとします。

第 22 条（規約の変更）

1. 発行者は、発行者の単独の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
2. 発行者は前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、利用者に対し、本サービスのウェブサイトにおける掲載又は、e METRO アプリによる通知、その他の適切な方法で周知します。
3. 利用者は、前項の周知をしたときは、当該周知を利用者への説明方法とすることについて同意するものとします。

第 23 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

第 24 条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関する一切の訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 25 条（お問い合わせ）

1. 本規約又は本サービスに関するお問い合わせは、発行者にて受け付けるものとし、お問い合わせ方法は、本サービスのウェブサイトに掲示するものとします。
2. システム障害に関するお問い合わせは、Osaka Metro が受け付けるものとし、お問い合わせ方法は、本サービスのウェブサイトに掲示するものとします。

以上

(附則)

本規約は、2025 年 1月24日から適用します。